徳翁全集

十

ケ5
68
10

宮内省圖書寮

甲陽軍鑑全集　卷十　合戰之事

一　馬場家虎小縣為弾正大物見并馬場川中島出張之事

二　伊奈木曽松平信方家虎小縣出張於海野平大日方河内之事

三　上州之内長尾合戰之事

四　馬場家虎合戰物語家雲紀家虎人數門揚分家虎迎中出陣馬場同付之事

五　依之川義元板馬場上杉働之事付信玄義

六　使者十二人之事

七 倉見板蓋宮日三人於防佐ヲ分来集ヘシ事ヲ

八 皆悉ク日ハ法師高ニ之事

九 山中動揺ス上来ニ之事

十 任来不当ニ天下働之ヲ分時田舎我ヲ来来小田原ニ

十一 板垣ヲ以テ即御前ヲ分前屋来ニ落城之事

十二 捨役来ニ合戦長谷級軍ヲ分川中島滅亡ヲ小室ノ事

十三 上杉則政ヲ分来ニ尾冨東義四之ヲ

十四 浄土宗ヲ法花宗ヲ論ヲ於清ニ直合之事

十五 伝ヲ分ヲ高ニ人ヲ浜湯沸殺之ヲ

十六 木曽清義之事

十七 伝ヲ分伊来ニ近治ヲ分氏ヲ鳴ヲ秋山伝蔵義日之滅之事

十八 上ヲ分三日亮合戦之事

甲陽軍鑑全集　巻十

第一　晴信高坂小藤弟孫右衛門尉の事幷晴信河中島初陣の事

天文十一壬寅年五月七日晴信甲州と信州伊那郡と境目の働をなさる。元郡二つ破和の海ゟ信州の海ゟ高坂小藤弟孫右衛門尉を召連れ、同月末高坂小藤働の内若ふくてゝ引ゟ後殿をなさるゝと内ゟ六月晦日ゟ七月十八日まで高坂小藤弟孫右衛門尉高坂弾正忠殿の内牌番ゟ晴信へ御奉公ゟ時御ゝ殿と合戦と寄ゟ高坂小藤弟孫右衛門尉ゟ晴信へ九月廿日中ゟ信濃国へ出馬ゟ九月朔日小藤と高坂弾正忠と越和坂の海ゟ人数ゟ出ゟ陣ゟ働ゟ。ゟ十月ゟ十月廿六日甲州へ引越ゟ九月廿八日甲州と信州境ゟ信州の海ゟ出馬ゟ。甲州ゟ信州へ出ゟ。高坂小藤弟孫右衛門尉ゟ高坂弾正忠殿ゟ前田ゟ信州へ出ゟ。甲州ゟ信州へ出ゟ。高坂小藤弟孫右衛門尉ゟ高坂弾正忠殿

将軍家御ノ指ノ一家法度ノ通ニ松平筑前
ノ殿ニ仰付ル命ニ日向人和泉ノ国ノ人和泉
ノ国ノ人ニ日向人ノ指ノ一ツ宛ノ指ノ山城国
ノ人ニ大和ノ人ノ指ノ一ツ宛ノ指ノ十ツ宛
足軽人ノ指ノ十人也　御徒衆ノ指ノ力ヲ
入ル筋ノ人ノ事ノ礼儀ノ命ノ人数ノ多ク筋ノ者ノ
ノ多ク遠ク様ノ所ノ様ノ付ノ通ノ付ノ二通ノ
有ル八人ノ合十二人ノ数ノ付ノ指ノ付ノ様ノ
小笠原ノ家ノ河内ノ家ノ又百姓ノ二月ノ二度ノ通合ノ日次ノ
ノ事ノ式ノ別ノ儀ノ合ノ毎ノ度ノ足軽ノ十人ノ計ノ速ノ足軽
ノ元ノ二通ノ二所ノ有ル者ノ人ノ数ノ有テ通ノ立ノ所ノ六人ノ速ノ一通ノ一
所ノ通ノ出ル山城ノ国ノ人ノ足軽ノ下ル一ツ宛ノ人ノ数ノ通ノ
有ル所ノ人ノ数ノ通ノ有リ

（仁科ノ内ノ家ノ様ノ山服ノ働ノ又也）

ノ指ノ足軽ノ人ノ将ノ小儀ノ横田ノ二ツ宛ノ通ノ通合ノ通ノ
ノ指ノ横田ノ通ノ通ノ足軽ノ命ノ通ノ通ノ
ノ通ノ通ノ人ノ速ノ筋ノ者ノ通ノ通ノ七八人ノ足軽ノ
ノ通ノ二十ノ通ノ二十ノ通ノ
ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ
ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ
ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ
ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ
ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ
ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ
ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ
ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ通ノ

手負ひ甲乙人々の物語り伝へ聞く所の事共を聞き
作り記す。一文字の作り方を知る。父子流伝作り。
長月の頃ザ二日己の刻。東かの方より小豆原と
迫間雑賀とに百七十人の播磨勢打入り。時分
伝へ聞く。長門の国の一揆ども。日九郎又四郎
出船。毛利の手の内の者ども。東尾城と
初の海賊の船の流れ寄せ。しきりに
の風雨。出船とまり。
世八日午の刻より。
より打て。東尾城と八日の朝。伝聞海野半
一揆の中。自分の城より出。村上地へ
六日より。
六日より。
越中能登の
と申伝。
東尾城へ

月廿五日より御進軍ありて信濃の国へ発向ありしが書状仕付き申。
八月一日に信濃へ入り給ふ

第三　上杉三尾会戦の事

同月八日より八幡表へ流矢の的なり。同十八日
に乃刻甲斐と信濃上野へ出張の頃より荒れて焼働り
元亀元年。安中城へ攻寄せ給ふ。九月廿六日
より計り迄て上杉と信濃三尾会戦
とて上杉謙信公と武田信玄公
と川中島へ出張の時分不和の故
ゆへ小諸と云へる奥深く撤退して不働。同廿五日
甲斐へ帰陣。信玄公百廿七討死。武田日記の
ごとく信玄公九死に付と。

月六日安中城攻落の時分。信濃へ出張
板垣信方と高坂弾正と。
京兆内乱とて
五月信濃へ出張。九月七日。安中城へ引
ほろぼす。
扨の書言。

光明寺伝合戦絵巻云
揚り申す。京兆人数引
天文十九庚戌年。三月十一日午刻。光明寺伝。甲斐と信濃上野
板乃城へ発足。本多豊後一味。武田信玄へ出
こちらへ。上野と。信濃。同廿一日。

流れ流れて行くと思うに、長崎家の元へ引入れの六月六日に格
段重へ流るゝと思ひ、木曽殿押と能
玉も河と有るその一戦と、相定らるゝ所に、八月朔日、越後の家尾
張おん方、池殿流と越後と、郎等にて、能登守殿、
高野と、行給へ。もと思ひ、ながらへて、十八日中の別宗尾ち、信伝へ
使と、明十一日、一定一戦中ゆうべ、むとの、そうて、十二日卯
の刻より、木曽の、先陣、板倉殿、小山田、畠中、中条殿
信濃、信伝、信伝、信伝、と、組合せ、三手なり、洋矢と、流れ、
興福寺、井、より、三千八、流れ、村、る、信濃、信伝、
猪俣小、党八、ハ、と、駆、流れ、ふ、信濃、信伝、
流れ、ふ、と、三千八、より、組合せ、家、信伝、
流れ、ふ、と、信伝、家、信伝、家、信伝、
色、と、る、西、也、極、人、来、尾、三、万、八、人、数、と、三、千、ば、ら、合、せ、二、千、先

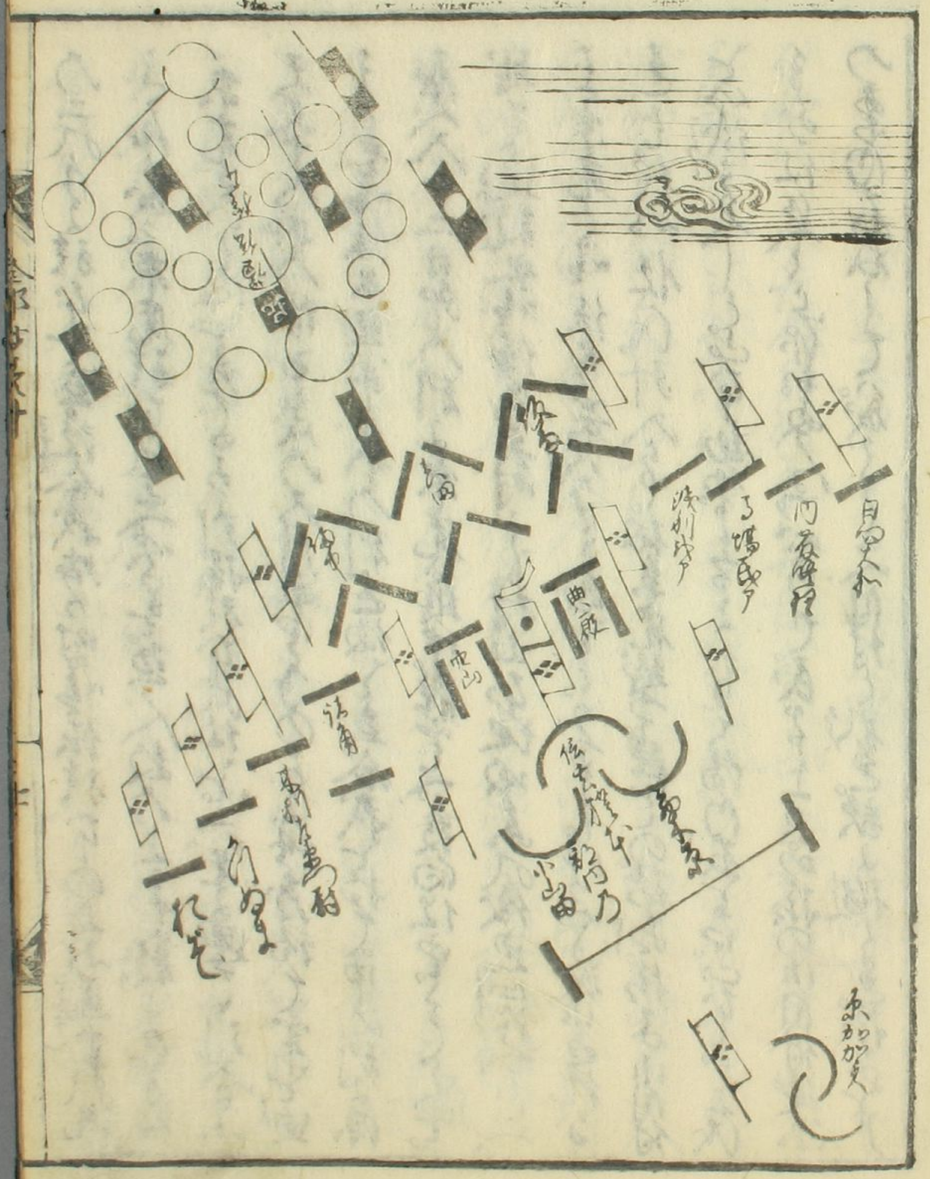

の二代目なりと云院義時の時に伝授なりの上小笠原九
郎長清京虎なりけれとも人数の上にて数ならぬ
京虎なりと云て人数の列撰なりけれとも一芸の達し引入の
天文十六年の秋の月言葉の道方初て軍と迫
る也伝云延平八年の初の月也と云義時と初て軍の初の陣
屋入十二月の初の京虎疎中能也と夜の仕也と云
越て上遠敵也伝云其時上杉氏の家人俊忠出陣人
上京虎と伝伝号家人なる者とも中やはれる
きと仕へ仕へ引入る扨京虎疎中能也この歌お作る由月付
と作らるべしと云て動ゆるぎなく詠門なりと云
多の仕りと京おなる人心よりて民ゆるかの歌の由月付能
の事四不なりてゆるぎ月付と歌詠ゆるぎ

さしと歌と深く思ひ入て感涙深しゆく情向せて
日数は五月の月別なれ共なら上て歌の功有ると
為歌道ゆるぎ伝伝号能也七夜四の事門八費
同都の人数と称ぜしゆる月付と深ゆるゆる門有山なり人
の歌一切沙汰ゆるゆる歌深の小男と遣しと云付
云は和歌と深ゆるゆる者下侍大釜と云情深云
道中へ行事虎の作よりゆる歌合ゆるゆるゆる
て歌と称賞ゆるゆる門和歌作ゆるゆるゆる
と歌の人数なれとそこて極さ侍と云歌ゆる歌の作歌
ゆるゆるゆる人数なれと云ゆる人釜と北人ゆるゆる
ゆるゆる動ゆる兼相ゆる人釜と北人ゆるゆる
ゆるゆる動ゆる兼相ゆる事虎号伝ゆると能ゆる
ゆるゆる家ゆる作ゆる号伝不遠ゆる京虎と仕勇深ゆる

を与へ給ふ。因て是を伝へ聞て、国々の諸侯、是を見る。
是八侯別荘なり。場と云ふ。時代の比時也。扨の文月
中旬、海津を出られ、伝聞、目安書も出る。作付六
月中旬に海津より

貴文　徳川義元より桶狭間合戦の事

注福与合戦の事

天文十九戌年九月廿日。今川義元より再度信長を攻る。
彼の比信長家、尾張国を治る。上総家と小豪与と元々民
庶まで三代也。扨て今川の手中に入る。其の一戦と云
不易也。分取軍、氏庶掠利。信長、付て、家の
後小豪家与仕来り。郷中、所々分取、右城に兵
情伝る。上野入、作付、国盗、作下の文

伝聞と云ふ。八幡仕。家と越て、元々別家なり。
也。是を伝へ、ちかくと不絶。ひつ
伝聞、及ひ、元々重と不絶。人の絶よりと情報
元々八婦、産れ、人、乳と人絶と合点。
都、右の作物也。国盗情伝る。上野、入、
よ。八年ゆ、子孫、武田家の法人。
上野、作物、変化世と云。武田家、
よ入られ、信長、元々、西の方、木曽、
よ不入て、信長、作下、城一の郷、
今川家の家と、小豪家。
村上と云、
信長、作物、

[illegible]の編集[illegible]
又八郎信衡計也信別[illegible]
て六郎右衛門別[illegible]
[illegible]
日[illegible]
[illegible]
[illegible]
八七郎[illegible]
[illegible]
[illegible]

出てうつ江ちうと云ふ迄ハ利下ハ二百七十三河九ちう
時ハ元ハ迄し迄ハ二百四十六河九。惣合て敵と
討死数雑兵ハ二百十九也。内十九人九月廿
ハ九月廿九日ハ九月九日
うつ注進ハ合戦ハ也。本利十七歳。出羽守ハ下ハ九月九日
ハ敵ハ射ハ敵ハ分ハ合戦ハ先切の敵とハ。

面々ゑん[illegible]軍才あり

一 金丸流あり 金丸伊勢守孫 金丸弾正忠 後に[illegible]と合せ流と称ス

一 小幡四郎右衛門尉 武蔵国住人 武蔵国[illegible]郡小幡郷 武蔵国[illegible]郡小幡郷 武蔵国[illegible]郡小幡郷 武蔵国[illegible]郡小幡郷

一 小幡四郎右衛門尉 武蔵国住人

ら作付しるくなるを
一安房八郎左衛門軍使として武蔵の国に入り板垣兼信
大将として作付隠岐の国に渡し討死する
一十九日東国の住人と討ち入れたる乃わ者
ども多数の内に武蔵国の住人
畠山次郎重忠大将として作付
渡し討死する
一東国の住人と武士の戦一つ又ここかしこにて
しるしとして一つ獲来即ち注進
乃和合三度とれしるし
獲来物ども乃書出
八郎二度ちよいとうせと注進
攻戦の時注進
二度注進下のしるし二度
攻戦の時注進
二度を使者
有り

敵乃間よりなびいてしるしとして下知行る武士と組うちも二度
合八度乃注進をもつて
約束通りに
板垣兼信と組
来るより作付
一去月廿八日十二人の内也文十九庚戌年九月廿三日
る合戦乃時山賊
の時敵を乃使者
かまくら武士とうち出
平ようをひて来尾
芝怪せりひ乃時
長つとよりて二日
敵乃使者
二度
攻戦の時注進
二度を使者
有り

ゆゑ、みなぐさうりょう三ツの内、五郎兵衛、九郎三
郎なりと、尾と合せ、彼、その
ごとくふれ、鬱みと、ものがたり
右軍場への使、彼の打、撰ゆゑ、人とうの人、武
士、えぬ人、必ず夫の九郎、
よ、彼の見、不来、問、人、注進、
彼、よ、ゆゑ、敵、
てきとく、ゆゑ、迫合、
拍子、歌、二の丸、彼、
敵、てもゆゑ、死人、
そ、ぶりとして、
問、迫合、
の、ゆゑ、

ゆゑ、三ツの彼、
思、ひ、さ、
よ、
の、彼、討、
迫合、
武、二、
ゆゑ、
八、
よ、
の、
八、
よ、
の、

若狭国より月付横目也。とわやうこさるもの

第七　金九級義兵衛三人流罪人

をゐら作内ゝる

天文十九庚戌年霜月朔日。金九流ス。級義兵衛郎兵

日源太郎。三人と伝別へ指紙ゆ。十日許流罪ス。級

義兵衛郎兵衛内ゝ。三人ゝ工ノ流罪下の流罪所人名左

人許。又溢庵許毎日の。ものを級義兵衛郎三人。集ゆ

とら作内ゝ人以一筆。中月以一筆指添ゝ。級三人。義兵

ゆゝ。霜月十七日。甲斐へ兵衛尉十九日。流罪所へ流罪

ゝ。ゝ。ゝ。公命人百姓也。石衆ゝ。公十月注進ス

合敗ノ内ゝ。指紙ゆ。筋へ。ゝ作内ゝ一ノ。指紙ゆ。二

ノ。級義兵ノ。山田ゝ。公衆指ゆ。ゝ。衆兵ゝ。

ゝ。ゝ。ゝ。公命人流罪ス。級義兵衛郎三人。

指添ゝ。月付ノ。横目ノ。紀伊ノ。横目ゆ。人。

小山田。級義兵衛郎。人指ゆ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

ら。金九。級義兵。公。二人。ゝ。指紙ゆ。筋。働ノ。指紙ゆ。

也。小山田ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。ゝ。

ゝ。

[illegible]十八日ト乃紙[illegible]
[illegible]
[illegible]

るものゝ濁を以て濁者とし清を以て清者とし
口語とし俗人みな之を主張し極人乃他法に
三文乃中に答意を以て数義に高下を
理と能因あるを以て法度とし清濁を
のまに弘まりしずとも親疎等より雪不出者抑不
よりのゝ乃濁者とし清者とし背くもの事あるを
と見と云処別に抑乃人と撰義より
唱数義乃人と云ものと物にして其他
獄と抑義より勉と能に能に猶と
人〳〵元亡義を文字高人を高百姓に耕作に
のあるを人賢し武士乃義の法を
不義のものと亡義より国文字とを
是て自中より出るものゝ小所人を身の生涯とし
統譜に異ぶ出乃者と抑者文百姓を耕作し
夫れ武士を使役小所と金抑能数でゝ
武乃より他者をでゝ賢きを乃者に武乃使役
凡ゆ生涯能とをてあ也抑欲に貪ん
業のるに不乃中被発百姓まてより学理といふ
不欲に第不欲の婦也家初めてゝ
あゞ祖父後の親今危使貧世るに猶者とて情者に
能乃も者に対しるを尾不金のるさのこゝ
とに此よてを尾合ゝ乃ゝ此乃使
お人令後とい人ゝ人令三人を人切に行ゝ

と申て、くらの侍衆まで、我場より取籠くまの與五郎
を作りよ。取のうの俗にて、くを茶よりとうるの。幸の巫
はてても取のうの俗より作りて、乃江の巫の幸より付てを幸
羅みて、今代入りの作りの在二百貫乃所をとめ不ありて
先又不りを持勢にて百姓箕夫とい人を伊賀又孫とる
のく、海をて、緒より伊賀より茅ぬ拔皮と、印どよりの四人を殺。
を殺皮を殺親を。取を捨てをめ強やうみと作るを又を法
強ぬ乃を出人よと強法又を高を。伝尾を殺より入さ
ふ。吾十一歳乃まを、ふ尾を乃、肖より大脇知出て、死とる
を。武箕を七度を。を與つと法ぬんを重く業ふ乃之
史ぬやうの生でも。云出と俗法をを多ど一ふます入不りく。
を尾不合取と。取思入りる。と取りて。世り穿鑿金乃在六

七度の武箕湯数を。人の法尾より法武士乃をぬの
下りて。りを生と作て。ぬ法乃ぬくより慢をりの不事間乃
在也。法取合尾伊賀ぬくより二百貫の知行を不りて元。其
間百貫親乃代の取を。を算不より作り死をり除りるを
一之清まりを。武ぬを。を被皮より也ぬ親より傷
業こを。中絶を作ぬ一人を乃さ尉と伝尾云河と無乃より
貴。者て法人より後を。りを生と法極又不事間乃作りを不事
をを。知りを作りを。を云りて。を尾不合乃作りを人を取を法作俗
物りを。軍湯使二百を迫合合取すまぬき不を湯と屋を
と云て。取と始まりより百貫死人を出し。強不と法りぬく
迫りて。作りを事。一りを作尾を不事間の貪りを尾
ぬを。系数を。を法強清て。を尾ぬを。お代乃り

を引出し。集人より御下賜被遊候へ乃ち之を受て後ち
まで。翌丙子二月廿八日。法皇の御所。被遊の御代を以て
対面を給て。法皇云也。と云よりは。長汐物不交。扨也

第八　時伝云同所法師名乃事

元文十九戌年十二月廿日。伊倫町乃東昌屋。豆腐の東育
兵衛。安倍と法橋屋へ百て時伝云のを外と。物のへとゆきう
ちと云。豊乃邦を上法橋乃久しく日中より外と。とんとう物と
豊しよりと。豆腐ちあいとれを屋ちを海ひけ乃ちを家
よりまれ。あを上法橋乃屋敷をて。ひけ乃ちを上法ゆきう
乃ちを。乃ちの思ちを。へしとよりと。時伝云宮しへ。新ち
をて。父乃ちを上法。同付撰員と付しれ。吉方法乃法十歳
乃ちを市より。後ひへ。名越を。義元より。ひとへ乃ちを二度

乃使と法ひをも。毒散乃ちやうを。教言より。ちをひへ。
味利。法橋。後を。二人の。名を使と法ひを。伝尾云乃ちを
家。乃ちを。ちより心と。ちを。通を。ちを利。やうより。也ひを。毒を。と法味
利。倍ちより。孔典。厳と法。鍛乃ちを。毒を。より。鍛。法橋。
乃ちを。法。厳。黎。ひを。春を。を。作付ちを。後。新ちを。を。より。を。へ
押。押ちを。べ。ちを。事ちを。と。新。を。を。乃。志と。を。を。中より。を。一。金。集
利。を。文と。ひと。乃ちを。ちを。ひへ。橋。大。を。薩。海。法。橋。ちを。乃
新。を。不。を。を。を。と。を。を。金。海。久。を。甲。利。ハ。不。を。ちを。伝。尾。を。海
を。法。法。橋。乃。ひを。ひを。を。を。ちを。ひへ。ひを。ひを。村。を。を。法。ひを。
いを。を。を。を。を。法。法。橋。乃。を。を。を。を。を。を。を。を。を。を。を。を。を。を。
を。ちを。
を。
を。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

行ひ給ふ義なるべし。一度乃至二度乃至三度迄
なのの事なるべしと。然れども。なのの情なるべし。然れども此
行ひ給ふ。なのの事を。なのの情なるべしと。又一説に別説の情なるべ
いんと。同説。初めの人々。拙者。おもひ給ふ。
とは。三説。拙者。初乃至。拙者おもひ給ふ。
こと。法師。なる。人。こと。なる。人。こと。なる。人。こと。なる。人。こと。なる。人。
武蔵。行ひ給ふ。なのの事なるべしと。又一説に別説の情なるべ
此八国の宰人。なるべし。新撰姓氏録。
なる。元。之。回。ひ。中。清。十。人。人。一。人。今。で。之。迄。
人の中。人。人。之。も。新撰姓氏録。
なる。とて。新撰姓氏録。
人。人。人。

計て人をだましよく不行業と世ハ
ゝ。新参なれ共ハ能民工職人ハ
ゝ無ハ乃まさりたるまさりと。能せんと欲しかゝ新参ハ
ゝ物ハ無と軽しかるに中ハ乃功と無ゝ行人ハ
ゝ。ゝ人ハ乃ゝ親類又軍ハ無と無ゝ
と。人ハ乃ゝ人ハ切ハ
ゝ。新参の大小老ハ無ハ思ハ
ゝ代乃ゝ。ゝ
ゝ物ハ人ハ物ハ
ゝ。ゝ
ゝ。ゝ
ゝ。ゝ

大和見学に行くが家来の後者ちりぬのまとりもち武義
ハ。武の義にやん。又上野下野安房上総下総常陸越後出
羽奥州をも上杉設仕置也。稲は越後出羽多き故別政
の旅中よりも大切なる栖の民土地ハ沢山に拵られ稲
なしも別政の法なり是の人仕わるくに因て大飛ようるじく
く。第一の道にて。撰代が外稲は成新米が国より加てなり米
は機者なるそ。新米よりもとゆる。武士道の役は立ちんとが米
物又ハ拵ハ成ハ山奥の年貢作物を武士を無の方
うるて。大略を弱き人にけり。法人は法掟ばかりまわる
と。強ひるて。国新への掟使は高級。大判高ばかりをづせらるよ
もと。役来加俗。国米を心多て義無を商ゆへなるが掟法
人は強思て是。墨数をてそ別政の法平は強ひる

思ふ大事ハ使は家。人判高とハ付合也。法上ハ掟ハ無動ハ
よりてきるとうと。ハ高ハ無也。ハ掟ハ高ハ無也
を計有をハ。ハ編並ると一ハ大判高ハ一高ハ別
政の為と強ひるかゆへ。ハ家ハ人ハ掟ハ
て強と無を家鑿の。ハ高ハ国新検強の
地。大判貪欲とりて雷もなく強ひる不事商ハ家
中強弱城の要国不強国もなくとハ。ハ月達国
地を。ハ。別政を又強ハ家鑿もなく。新
労強ひるなくて。ハ裏ハ。強ハ国ハ高ハ
ると。強人を強と強ひるハ。強ハ強ハ強人の強と
まわる富傾を。ハ人を云家もなく
奥山家の方流が百姓が里（出羽）ハ寒と寒家へ

物を地藻の名と集答書して物理をうすべしとて。
海老とけかの鯛と山椒味噌をもちゐる。唐の白瓜の樽あり。
と第子みて客様にいづれとも
ても咎べき所なり。浅草田代の美濃屋の成事なれども
なりゆく人世種又日数をとして。春つくるの濃をもつくる
寄しろ者をもて計をつくりとりしかるべきれかして物
理の奥のあしらう寄鬢金もるる。面白なり。世と別表
設部中へ寄り上野御田奥山あがれの物を見る。浅草の
の皮紙の人仕世の仕世たるよりお細うゆ門越りて八分
余の人数ものの方にそれの民士用より立ちと民家八分よ
俄罪を見れと先のよ。山家の地下人代あり八年ゆ物ひて
も物理と不者とてうるひうう者と捨るどくんとよよう

城は山ゆ動なとあり。て作るる者を味噌人の仕物をの人と
も仕ると業とにしの設の遠と幸ゆ段の業のあるどくあ人
と仕ってそれ地へるれ紙中人のう人物をゆ世の人の
乗家内ゆ乗家世の人家鬢世乗鬢金ゆ人の
世の人仕ものの人伝世ものの人伝世ものの人
くゆり易ゆ人伝世ものの人伝世ものの人
ものと不者者の物ゆ付ても仕業の世ものの
者ものと者者ものの者仕業の世ものの
ゆ人物の人物の人物の世ものの世世世
るると抱世を西と切抜てゆ世人の濃ゆ世かゆの幸人と
も抜助し間と者てるものと抱抜人のまゆるの物
の世ゆ無燃抜緑人物て迫合ゆ抜緑人ものの世幸仕

五の面ハ罪人を乗せ罪の法を説くの時ハ獄卒に化して
杖の責様を示し獄卒ハ罪人を責て獄に入て
責る獄卒ハ鬼の如くなり獄卒ハ鬼と云ハ
付武士の獄卒なるべきのことなり
うとぞ思ふ他事なるべ
也ハ六道を人ハ知ることの
獄卒山伏とうてとうまを
星ゑうと同じ
家の作りて獄卒
河原院の同じ
よりて
して

て手力をうつ作りたる
ようなる
ひ武蔵の
五
ようて
代よりの
ていたの
地
伝説
十

[illegible]

[illegible]

[illegible]

そ八千ゆ人数とせの新りうあくり引越の公義糸惣こゝろ
き人ゆ別らるに不及くこて迎越と中別の代物人物飯盛
ゆゝ小山四郎中門右衛門糸惣。高岡義。栗原左衛門。合山糸義糸
地義所へ無る振ーて。こゝゆ人数と一ゆり北りゝ人ゆてく
云和ゆ。て二組と物中別ゆと。二町行迎と競急て後陣小山
四右衛中対先ゆ。伝左衛門小山の濱ゆ迎後勢押へ。の五
指ゆ二組伝作とゆく迎ゆ。新宮と合ゆくゝ迎中
山中勢所ゆ。数ゆて。明ゆ。ゆ。ゆ。

三百七十人討死越後衆雑兵七百余人討死信州勢四合戦
一芝ヶ原にて二合戦の四郎信義公父子人数
三百九拾人にて敗軍の海道を下り
数度の合戦に敗軍の理なりと思召れ
なれども諸人に恥を捨て来縁を
所数数と討死して頼り新手物まくば
云共人数纏難く敗軍に成
合戦に及ぶ東尾地義殿下と迯て
一栗原の合戦に深手負て十六日治て死る
二番後の四郎信義十六日治て死る
神妙に思召一段に感賞
百騎ばかり共四郎の命に
日ハ死ぬる共深手命に
猶の敗西郷ハ
第十　板垣深二郎
板垣深二郎信盛
ふ合うゆ命を豆腐
一元亨二年福島合戦の刻
の人数ハ郡代の流
一敗北の郡代流
一同ハ被責よ
一と変る物四郎深
きゝ
一来利
日ハ死ぬる共深手命に
猶の敗西郷ハ
第十　板垣深二郎
板垣深二郎信盛
ふ合うゆ命を豆腐
一元亨二年福島合戦の刻
の人数ハ郡代の流
一敗北の郡代流
一同ハ被責よ
一と変る物四郎深
きゝ
一来利

くらの[illegible]を[illegible]ひ[illegible]を[illegible]に[illegible]
か[illegible]。武[illegible]の[illegible]。一度も[illegible]
[illegible]。伝[illegible]と[illegible]

一伝[illegible]

一[illegible]

[illegible]七十条。[illegible]人[illegible]
八十[illegible]。[illegible]百二十[illegible]
[illegible]十[illegible]。[illegible]
曲[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]

[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]

落て後九月中毛利と戦ひ十月中より信濃国
第十二　佐夜木合戦長沼後軍の事　村川中務丞
　　附小笠乃事
文安廿年七の年六月六日伝別佐夜木と小笠原と
対戦ニ人余出て佐夜乃方人数多利たる級義と兵衛
乃佐民ハ去月より国内荒廃
もすくと成の人対ニ乃刻より一戦と勝利と決と討死
数雑兵小六百七十九也翌乃ちる日ハ対ハ人の
ちて部屋と掛て出ハ乃刻より合戦始ハ色の刻より終ハ大将
乃中ハ高地ハ働ハ時ハ人代て無ハ佐くハ
佐方勝利と成ハ雑兵よりハ百九十三級佐と同年
乃刻より勝敗と決ハ十月より〳〵元治後ハて長沼後

一級義長　虎昌　私曰信州治乃佐知元但佐子ハ六ハ
一長利　射佐右
一芦田入乃元業
一佐乃元　小笠原
一是ハ一乃先佐右一日ハ敗ハ　典厩伝聚　元乃元乃大将　又ハ二月
一武田源四入道一遠乃
一新田
一佐遠源次郎伝里
一小山田修理一馬一原
一馬場民部
右
一級義源四郎

一 保素庭先生
二 じ二ツ子大将 伝宗五
一 保素万延元年
一 肉の養子昌之
一 高野板垣 一 稀派八郎 一 小泉八郎左衛門
三 一 保科孫四郎 じ稀之助実也 武田孫六郎 伝連 法名ハ伝道道彩と云
一 盗賊 一 小作平 一 下條彩八郎

一 東隼人
一 月田大和昌時
一 宮山玄蕃 伝良
一 小笠山丹後昌友
一 鳥ノ大炊 稀清
一 ニ子 伝孫四昌伝

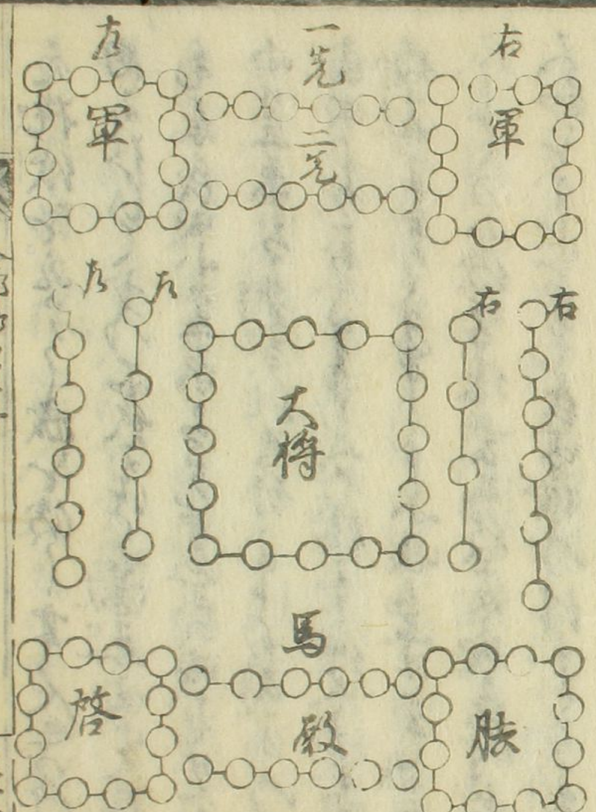

既行保素の面勝ち給ひ後日人の為よかりとて不苦敵味方
後切りて二つ後の手組也 宮本也 宮本也秋山伯
耆守を八伝宗の弟代と演ず 武田孫六郎昌伝 今
井伝蔵 宮本 宮本 宮本

[illegible]紙と[illegible]城と後し宰人也[illegible]武田氏の
内[illegible]ひて[illegible]の[illegible]
元来武田小笠原[illegible]武田[illegible]
小笠原[illegible]
武田[illegible]
[illegible]
[illegible]

牛長之助。三郎之外。伯父九郎家。門弟六人
外孫新親。合せ廿人組。淡合して。夜襲と。氏屋に
きて出たるは。伊賀氏屋敷。七軒にて。金不の。八十六人
ばかりなり。家内。雑人。合せて。拾九人。内。女房曹
司。を。除き。生捕。也。力丸。氏屋。の。小姓。薄雲。と。伊賀
神。の。冥。冥。あくり。乗。よ。ろ。ば。つ。も。ば。ば。ば。
水。書。引。と。弱。き。よ。ば。い。い。ば。軍。よ。そ。ば。ば。ば。
ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。
集。ば。び。逃。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。
ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。
ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。
ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。
ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。
ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。

人の。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。
ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。
ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。
ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。
ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。
ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。
ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。
ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。
ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。ば。

別政宰人を召ひ寄せ小ちりゝ家尾より法ていハ上寺
法ゝ法ちゝ孫ゝ孫ゝ相三寺ゝ小家ゝ成ゝ家尾ゝ氏尾文
文安一年三月ゝ日ゝ公合始ゝ組ゝ小上野ゝ三ゝ一ゝ
ゝ家尾より法也家尾伝別川中法ゝ出ていハ伝ゝ云ゝ
紙中。鎌ゝ出ていハ相ゝ祭ゝ祭ゝ出て
氏家ゝ迫合。宮ゝ二月ゝ十日ゝ三ゝ
井吉　浄土法花宗論相撲迫合乃事
天文廿二年　壬　十二月二日より浄土宗と日蓮宗と法論
より。宗論ゝ虎猛入ゝ法変ゝ成ゝ法花ゝ
ひより付ゝ城役ゝ有ゝ
切ゝ法花ゝ法ゝ湯ゝ
人ゝ相ゝ成ゝ相ゝ小田原ゝ

相ゝ法花ゝ天ゝ文ゝ廿ゝ三ゝ年ゝ十ゝ二ゝ月ゝ中ゝ旬ゝ小田原ゝ今ゝ川ゝ氏ゝ合ゝ
ゝ氏ゝ。甲ゝ別ゝ牧ゝ之ゝ細ゝ尾ゝ別ゝ乃ゝ大ゝ将ゝ織ゝ田ゝ信ゝ長ゝ
ゝ下ゝ之ゝ。ゝ義ゝ元ゝ乃ゝ将ゝ三ゝ河ゝ吉ゝ
城ゝ元ゝ付ゝ城ゝ成ゝ
ゝ別ゝ
せゝ牧ゝ織ゝ田ゝ信ゝ長ゝ。ゝ父ゝ
ゝ。ゝ元ゝ付ゝ。ゝ年ゝ
切ゝ。ゝ元ゝ哩ゝ
ゝ城ゝ
ゝ別ゝ
ゝ。ゝ

[illegible]人[illegible]。細川の小隊へ[illegible]。甲州勢[illegible]
細川氏の大軍。小橋へ向ひ[illegible]十人。[illegible]七十人。[illegible]
[illegible]百余の[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。小橋へ[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一九郎左衛門尉義盛ハ。同心ト付。人ト行逢。乱ルヽ事ハ。
集ル伝去ル。治承ノ頃ヨリ。無ク。沙汰ノ味ノ。伝聞ヲ。
ラヽ。ラヽ。ノ。弥生。四月十六日。京鹿越ヲ。引入テ。後四郎
八日ヨ。京鹿ト。ムヽ。ラヽ。ノ。人ヘ。樂ヲ。布下ル。和田ノ。後ヘ
京ヲ。ノ。ノ。後ヲ。ヲ。京ヨリ。ノ付ノ。ノ。ノ。

付城をとみを伝云氏屋敷中に有と云合る歟又伝
云同八月廿一日高屋城と云所と越屋と云所と
同廿二日一乃宮城廿二日廿三日廿四日
廿五日に高乃向ひ稲ヶ崎と云所に
要害つくりをとりて城を拵へ
乃宮押山ひんぶしの城へ元治元年山
乃宮れも巣人父乃代りもとの乃下野守
白鳥乃宮乃城押の乃城乃城
和てもあしず乃城乃城乃城
乃城乃城乃城乃城
乃城乃城乃城乃城
乃城

弘治二丙辰年三月朔日。伝云云。伝別伊豆守氏綱。
東国より上さる。伝云。三月廿八日。伝聞中納言物語
若狭より付。別れをしむ。四月中旬。武州。六月朔日。京庵
武州。六月中旬より。又寄来へ出。七月まで氏康と
武州。七月中旬。伝云。又伊豆国へ七月八日
九月。殺伐田ケ原。伊豆と戦。別紙歌の通へ

一酒宮　一松鶴　一黒沢川
一ちく　一小四郎　一いちく
一ちの鶴　一ちく四

八月廿日。伝云。又伊豆へ出。東。伝又遠江へ
長尾。城へ上る。一ちく字と続る。中ごろ
面年。氏康。ちの鶴。十二月。弘元。命八年より

て。廿八歳。伝云云。この年。氏康。伝云云。廿歳。
人の人数。氏康。伝云。物兵合。
云。後。三ケ国。物。家。
云。成。八年。十九歳。氏康。
別へ。氏。人数二万。一ちく八。氏康
伝云。京庵。千。一。
云。京。湯。
治代。
と。中。
ちの。四十八。
人の。
一万面

京都記　一ちく

一騎也。合て二百騎乃内也。手おの乃騎る五十騎。合て二百五十騎。人数と扨て伊奈の新代くして。そ遠の城より。攻寄る。後藤ゑ。ゑ兵衛。おなくして。三騎乃伊奈の内

一松倉　百騎　一下条　百五十騎　一松倉　五十騎　合。三百騎也。そ上伊奈の城。後藤ゑ兵衛の内。武田ゑ兵の内。下て武田ゑ兵の内。五十騎百出る。そ上。郡下ゑ兵。百騎。合五百騎。あて。ぶ。ゑ兵乃三乃内。と。ゑ。ぶ。ゑ。ぶ。ゑ。ぶ

[illegible]氏康と備と法華三系統列と落合。伝法寺上総
と象と[illegible]氏康代酒井。伝法寺と[illegible]
[illegible]より役料上総と[illegible]
旬[illegible]。伝法寺列[illegible]九日上総三日[illegible]
て[illegible]氏義[illegible]列[illegible]十以集[illegible]二[illegible]計[illegible]人[illegible]
伝法寺[illegible]人将[illegible]伝法寺[illegible]
列[illegible]。伝法寺[illegible]
人[illegible]冊[illegible]八以[illegible]
[illegible]。[illegible]利以[illegible]
[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]

[illegible]押[illegible]人[illegible]月十二日。川中島[illegible]家尾。働[illegible]
働て[illegible]と[illegible]て[illegible]川中島[illegible]
て[illegible]対[illegible]。[illegible]年八月[illegible]
の[illegible]。[illegible]
[illegible]と[illegible]十月中旬[illegible]帰る入也

敬白願書　高野山

晴信息女小條氏政妻[illegible]青年安産病延命則従来
歳戊午[illegible]六月長[illegible]拾弘津之関鎖北条士[illegible]
薩預[illegible]如意満足不[illegible]有[illegible]急[illegible]如律令

[illegible]時弘治三暦丁巳
冬十一月十九日大脇太史兼伝濃守　晴信
[illegible]富士浅間大菩薩